

令和4年3月

事業者 各位

財産管理課長
(契約検査室扱い)

越前市週休2日工事における単価等の補正について（令和4年3月版）

越前市建設工事における週休2日実施要領第5条の規定に基づく単価等の補正については、下記のとおり行うものとする。

記

1 補正の方法

単価等の補正は、当初設計で計上し、週休2日未達成の場合（達成できないことが明らかである場合を含む。）は、補正分を減額して変更契約を行う。

(1) 建築営繕工事以外の建設工事

補正時	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
当初設計時	1.05	1.04	1.04	1.06
週休2日未達成時	1.00（補正なし）			

(2) 建築営繕工事

補正時	補正係数
	労務費
当初設計時	1.05
週休2日未達成時	1.00（補正なし）

3 適用開始日

令和4年4月1日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

以上